

令和3年10月15日

「伝統的酒造り」の登録無形文化財への  
登録に関する答申に当たって

文化審議会が「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録する旨、文部科学大臣に対して答申されたことは、酒類業を所管する国税庁としても大変喜ばしいことと考えております。

国税庁としては、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等とも連携し、日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保護・継承に向けた取組をより一層進めてまいります。

国税庁長官  
大鹿 行宏